

「平成 29 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（案）」に関する意見

（公財）公益法人協会

1. 特定費用準備資金の運用の点検

- まず公益法人制度が、何のための制度かということ念頭に検討をお願いしたい。「民による公益の増進」が大前提にあり、行政庁の役割は、制度が法人に寄り添ったものになるよう運用、監督するというのが本来の姿であるとする。しかるに今回の内閣府会計研究会報告案（以下、「報告案」という）は規制強化の観がぬぐえない。
- 通常型[1]について。変更回数を「原則 1 回限り」としているが、なぜ一回に限るのか。将来的には予測できない環境変化は十分にあり得ることであり、回数制限は法令に明確な規定はなく、これまでの運用では一回に限られていなかったはずである。そもそも原則というのはどういうことか。それ以外も認めるということか。認める場合はどのような場合なのかご説明願いたい。
- 通常型[2]①について。積立期間を最長 5 年分、計画変更は認めないということだが、法令に明確な規定が存在しないにもかかわらず、会計研究会がそのような結論を出せるものなのか、またその立場にあるのか、疑問である。少なくとも「5 年分」の数字根拠の説明が必要であろう。また、報告案別紙 1 では「確実に」を挿入しているが、もともとの FAQ V-3-④、V-4-③の趣旨は、100% 確実ではなく将来の蓋然性が極めて高い場合にでも、その根拠説明に合理性があれば認められ得るとするものである。誤解を生まないよう表現をそのような趣旨に改めていただきたい。
- 弾力化措置[2]②について。上記①と②の差異が判然としない。例えば、基本財産である株式について当該発行会社の業績悪化が予想され、将来的に配当率の低下が予想される場合なども含め、市場環境の変化による運用収益の低下は、法人の責めに帰すことのできない場合として考えられ、①②と区分する必要はないのではないかと。また、「専ら法人の責に帰すことができない場合」が、どういう状況を指しているのか判然としない。例示として「政府等の補助金を受けて公益目的事業を行う公益法人」とあるが、こうした公益法人類型はいわゆる官制公益法人や震災後の復興事業のために設立された法人の運営形態であり、限定的なものにならないか。例示すれば、企業財団の場合、この「専ら法人の責に帰すことができない場合」とは、基本財産運用収益の悪化や出捐企業の業績悪化による寄附金収入の悪化であり、これらは「将来的に安定性が損なわれるおそれ」を予見したり、合理的に見積もることはできないのではないかと。同様に寄附金や賛助会費により運営費を賄っている団体にも同じことが言えるだろう。ここでも積立期間について最長 5 年分とあるが、そのような期間制限を会計研究会が提言すること自体疑問であり、特定費用準備資金の法的根拠である公益認定法第 15 条及び、その内閣府令第 18 条には期間制限についての規定はない。繰り返しになるが、この問題を会計の見地から制限することは相当ではないと思料する。
- 収支相償原則については、府令がなく、専らガイドラインや FAQ により有権解釈されて運用されているが、公益目的事業比率及び遊休財産規制も含め、その適切な運用については、別途公益法人経営実務家、法律専門家によって構成される、別の機関にて、検討されるよう、この際

提言する。

2. 遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

- 報告案は、遊休財産額を整理した FAQ（例えばV-4-⑫）よりさらに厳しく、運用収益について、たとえ用途指定があっても、①費消時期の指定がないものについてはガイドラインの改正等により遊休財産規制の対象とする、②費消時期の指定があっても10年を超える費消時期の指定は適当ではないと整理し、ガイドラインの改正により明確化することを提言している。この考え方の理由として、「明確な費消時期が定められず、また、具体的に費消される見込みもなく、漫然と蓄積されるものが散見された。このような現状は、公益法人制度の趣旨に照らして適当ではないことは明らかである」としている。遊休財産規制は公益認定法第16条を根拠とし、府令22条で遊休財産から控除する6項目の財産を規定している。その第6号で「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために使用または保有している資金」とされている。府令では元本と運用収益を区分せず「財産」として規定しているとおり、常識的には財産は元本だけでなくその運用収益も含んだ一体として財産権を構成する概念であるにもかかわらず、報告案は元本と運用収益を分離したものと捉え、運用収益については用途指定だけでなく、使用時期まで制限しようとするもので、まさに法令解釈を提言するものであり、その任務から逸脱しているといわざるを得ない。この件について、「漫然と蓄積されるものが散見される」法人が、寄附者の意思を尊重せず、指定の公益目的事業を行わないというのであれば、当該法人に対して報告要求なり、勧告するなりすればよく、漫然と蓄積するには程遠い大多数の法人にまで規制をかけるのは本末転倒であろう。よって、上述の理由によりこの項目にたいしては反対する。また、この考え方を前提とする公認会計士協会に依頼する事項についても当然のことながら取りやめていただきたい。ガイドライン等の改正の必要性があると内閣府が考えるなら、公益法人経営実務家や法律専門家を交えた別の機関で慎重に検討すべきである。
- なお、報告案の検討事項にはあがっていないが、収支相償規制が遊休財産の保有制限とセットであることを考えれば、保有制限を越えない範囲での「黒字」は可とする、それがだめなのであれば、繰り延べ欠損金のように過去一例えば公益認定以降一の欠損金累計との相殺をみとめる、といった抜本的な要件緩和を求めたい。また、遊休財産規制については、当協会が毎年実施しているアンケート調査によれば、「基準が厳しい」「事業の継続性に悪影響を及ぼす」「一律の算定基準には無理がある」、などの意見が多数寄せられており、本来の事業継続性から考えれば、遊休財産が1年分の公益目的事業支出額というのは少なく、3年、少なくとも2年分は許容範囲と考える。

3. 別表H簡便版の作成

- 別添3-1の注に記載の「当事業年度において、以下のことがあった場合には、この表は使用せず、別表Hにより算出してください」の場合であっても簡便になる工夫を願いたい。

以上